



お知らせ

令和 2 年 4 月 14 日
太田川河川事務所

【中止のお知らせ】 令和 2 年 8 月 1 日 ～ 8 月 7 日における元安川 親水テラス及び水面使用調整会議について

元安川親水テラス及び前面水面使用調整会議（以下、「調整会議」という）については、令和 2 年 4 月 22 日（水）に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止することといたしました。

使用調整については、下記のとおり必要書類を提出いただいた上で、申込者に対して必要な調整方法等について当方から連絡させていただくことで調整会議に代えさせていただきます。

令和 2 年 8 月 1 日 ～ 8 月 7 日に使用を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出願います。

提出先：国土交通省太田川河川事務所 占用調整課

〒730-0013 広島市中区八丁堀 3-20

メール ootagawa@cgr.mlit.go.jp

提出書類：河川敷使用届出書（別添）

使用計画書（任意の様式）

提出期限：令和 2 年 4 月 22 日（水）必着

提出部数：1 部

提出方法：メール又は郵送

【問い合わせ先】 国土交通省 中国地方整備局
太田川河川事務所（〒730-0013 広島市中区八丁堀 3-20）
占用調整課 直通電話番号：082-222-9247

【届出者記載欄】

河川敷使用届出書

平成 年 月 日

国土交通省 太田川河川事務所 己斐出張所長 殿

届出者 住 所

氏 名

印

担当者

連絡先

下記のとおり、河川敷地を使用します。

日 時	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで
目 的	
場 所	元安川右岸2k450付近 親水テラス
現 地	氏名
責任者	電話 <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> 携帯電話
備 考	参加人員約 名



- * ステージ・テント等の施設を設置する場合には、配置図を添付して下さい。
- * 当該行事の企画書等を作成している場合には、参考図書として添付して下さい。
- * 使用内容に問題がある場合、または自由使用と認められない内容であった場合には、原本を返却しますので、あらかじめ当所と協議して下さい。

※上記使用届出書については、河川敷地の適正な利用のため使用内容を事前に届け出ていただくものであり、**河川敷地の排他的、独占的な使用を保証するものではありません**。使用にあたっては、他の河川利用者と協調し、理解を得て使用いただくとともに、次のことについて遵守していただくようお願いします。

1. 営利目的では使用しないこと。また、企業名を広告しないこと。
2. 第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において損失の補償を行うこと。
3. 使用後は清掃を行うとともに、ゴミは持ち帰ること。
4. 芝及び施設等を損傷した場合は、当所の指示に従い速やかに復旧すること。
5. マイクを使用したり、楽器の演奏を行う場合は、近隣住民の迷惑とならないよう、音量等は十分配慮すること。
6. 近隣住民から苦情があった場合は、届出者の責任において適切に対応すること。
7. 大雨警報・洪水警報が発令されているとき、又は増水によるダム・堰・水門等の操作中は、河川敷使用を中止すること
8. その他、当所が河川管理上必要と認めてする指示に従うこと。

※ 上記が守られなかった場合、次回以降本届出書の受理をお断りさせていただきます場合があります。

受 理 印 欄